

居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人ら（姉妹）が自宅に保管していた高額の着物につき、写真等の客観的資料はなかったものの、申立人らから詳細な事情を聴いた上で残価率及び立証度を乗じて一部（主張金額の6%）が賠償されたほか、申立人妹が自律神経失調症を発症したことにつき平成23年6月分から平成30年3月分まで月額1万円の日常生活阻害慰謝料の増額分が賠償されるなどした事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）について、申立人X1及びX2（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記記載の期間に限る。）について和解することとし、下記以外の点については本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

(1) 申立人X1について

損害項目 財物賠償（ただし別紙記載の家財に関する損害に限る。）

(2) 申立人X2について

ア 損害項目 財物賠償（ただし別紙記載の家財に関する損害に限る。）

イ 損害項目 精神的損害（日常生活阻害慰謝料の増額分）

期 間 自 平成23年3月12日

至 平成30年3月31日

2 和解金額

被申立人は申立人らに対し、前項の損害（前項記載の期間に限る。）についての和解金として、合計金115万4800円の支払義務があることを認める。

（内訳）

(1) 申立人X1について 7万3800円

(2) 申立人X2について ア 5万1000円

イ 103万0000円

3 支払方法

（省略）

4 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立

人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額にかかる遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印のうえ、各1通を保有する。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和4年6月2日

（仲介委員 堀井 敬一）

(別紙)

(1) 申立人X1について

- ・着物（色留袖、昭和52年購入）
- ・着物（喪服、昭和53年購入）
- ・着物（大島紬、昭和63年購入）

(2) 申立人X2について

- ・着物（付け下げ、昭和45年購入）
- ・反物（大島紬、昭和45年購入）

以上